

運賃協議部会の設置について

令和5年10月1日から、改正された「道路運送法(以下、法)」が施行され、ところバス・ところワゴンといった「一般乗合旅客自動車運送事業」の運賃の協議方法が変わりました。(法第9条第4項、第5項)

法改正前(～R5.9.30)

ところバス・ところワゴンの運賃を、**所沢市地域公共交通協議会の全体で協議。**

| | | | |
|-------|---------|-------|-----|
| 市民 | 市 | 県 | 有識者 |
| バス事業者 | タクシー事業者 | 鉄道事業者 | |
| 運輸支局 | 道路管理者 | 労働組合 | 各協会 |

法改正後(R5.10.1～)

【第9条第4項】
運賃の協議に参加できる主体を下記4者のみに限定。

- (1) 市
- (2) 当該運行事業者
- (3) 関東運輸局長
- (4) 市長が指名する「住民の意見を代表する者」

運賃協議会

| | |
|-------|------|
| 市民代表 | 市 |
| バス事業者 | 運輸支局 |

【第9条第5項】
運賃の協議に先立ち、住民、利用者、利害関係者（交通事業者）の意見を広く集め、反映させることが義務化。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

参考：法改正後の条文

第九条

1～3 (省略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7 (省略)

協議事項

・法第9条4項の「運賃協議会」への対応

事務局としては、「所沢市地域公共交通協議会条例」第9条の規定により、「運賃協議部会」を設置し、関係4者でところバス・ところワゴンの運賃を協議していただきたいと考えます。

(部会)

参考：協議会条例

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

・法第9条第5項の「意見募集」への対応

ところバス・ところワゴンの運賃の協議を行う際には、広報ところざわ、市ホームページ等にて、事前に市民や利害関係者から意見を募集します。